

## 目次

<b>第1編 総論</b>	<b>1</b>
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針等	4
1 国民保護措置に関する基本方針	4
2 国民保護措置の実施に伴うその他の留意事項	5
第3章 市の事務及び関係機関の連絡先等	6
1 市及び関係機関の役割の概要	6
2 市の事務又は業務の大綱	7
3 関係機関の連絡先	7
第4章 市の地理的、社会的特徴	8
1 地理的特徴	8
2 社会的特徴	9
3 社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項	11
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	12
1 武力攻撃事態の類型	12
2 緊急処理事態の分類	15
<b>第2編 平素からの備えや予防</b>	<b>17</b>
第1章 組織・体制の整備等	17
第1 市における組織・体制の整備	17
1 市における平素の業務	17
2 市職員の参集基準等	18
3 消防機関との連携等	19
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	20
第2 関係機関との連携体制の整備	22
1 基本的考え方	22
2 国機関との連携	22

3	県との連携	2 2
4	近隣市町村等との連携	2 3
5	指定地方公共機関等との連携	2 4
6	ボランティア団体等に対する支援	2 5
第3	通信の確保	2 6
1	非常通信体制の整備	2 6
2	非常通信体制の確保に当たっての留意点等	2 6
第4	情報収集・提供等の体制整備	2 8
1	基本的考え方	2 8
2	警報等の伝達等に必要な準備	2 8
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 0
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	3 1
第5	研修及び訓練	3 3
1	研修	3 3
2	訓練	3 3
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	3 5
1	避難に関する基本的事項	3 5
2	避難実施要領のパターンの作成	3 7
3	救援に関する基本的事項	3 7
4	運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等	3 9
5	避難施設の指定等への協力	3 9
6	生活関連等施設の把握等	3 9
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	4 1
1	市における備蓄	4 1
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	4 1
第4章	国民保護に関する啓発	4 2
1	国民保護措置に関する啓発	4 2
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	4 2

<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	<b>43</b>
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	43
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	43
2 武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応	46
第2章 市対策本部の設置等	48
1 市対策本部の設置	48
2 市対策本部長の権限	52
3 市対策本部の廃止	52
4 通信の確保	53
第3章 関係機関相互の連携	54
1 国対策本部及び県対策本部等との連携	54
2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	54
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	55
4 県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	55
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	56
6 市の行う応援等	56
7 ボランティア団体等に対する支援等	56
8 民間からの救援物資の受入れ	57
9 住民への協力要請	57
第4章 警報及び避難の指示等	58
第1 警報の伝達等	59
1 警報の伝達等	59
2 警報の内容の伝達の方法	59
3 警報の解除の伝達等	60
4 武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知	60
5 米海軍厚木航空施設内の日本人従業員等への警報の伝達	60
第2 避難住民の誘導等	62
1 避難の指示の通知・伝達	62
2 避難実施要領の策定等	63
3 避難に際しての留意事項	66
4 避難住民の誘導	67
5 避難住民の復帰のための措置	69
6 米海軍厚木航空施設内の日本人従業員等に対する 避難の指示の伝達等	69

第5章	救 援	7 0
1	救援の実施	7 0
2	関係機関との連携	7 0
3	救援の内容	7 1
4	救援の補助	7 4
5	救援の際の物資の売渡し要請等	7 4
第6章	安否情報の収集・提供	7 5
1	安否情報の収集	7 5
2	県に対する報告	7 5
3	安否情報の照会に対する回答	7 5
4	日本赤十字社に対する協力等	7 7
第7章	武力攻撃災害への対処	7 8
第1	武力攻撃災害への対処	7 9
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 9
2	武力攻撃災害の兆候の通報	7 9
第2	応急措置等	8 0
1	退避の指示	8 0
2	警戒区域の設定	8 1
3	応急公用負担等	8 2
4	消防に関する措置等	8 2
第3	生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等	8 5
1	生活関連等施設の安全確保	8 5
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止及び防除	8 5
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC兵器による攻撃に伴う 武力攻撃災害への対処等	8 7
1	武力攻撃原子力災害への対処	8 7
2	NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処	8 7
第8章	被災情報の収集及び報告	9 0
1	被災情報の収集	9 0
2	被災情報の報告	9 0
第9章	保健衛生の確保その他の措置	9 1
1	保健衛生の確保	9 1
2	廃棄物の処理	9 1
第10章	国民生活の安定に関する措置	9 3
1	生活関連物資等の価格安定	9 3
2	避難住民等の生活安定等	9 3

3	生活基盤等の確保	93
第11章	特殊標章等の交付及び管理	94
1	特殊標章等	94
2	特殊標章等の交付及び管理	95
3	特殊標章等に係る普及啓発	95

## 第4編 復旧等 97

第1章	応急の復旧	97
1	基本的考え方	97
2	公共的施設の応急の復旧	97
第2章	武力攻撃災害の復旧	98
1	国における所要の法制の整備等	98
2	市が管理する施設及び設備の復旧	98
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	99
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	99
2	損失補償及び損害補償	99
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	99

## 第5編 緊急処理事態への対処 101

1	緊急処理事態	101
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	101

### 参考等

参考1	火災・災害等即報要領に基づく武力攻撃災害の報告	32
参考2	緊急事態連絡室等の代わりに 市災害対策本部を設置した場合の対応	47
参考3	現地調整所の性格について	51
参考4	退避の指示等について	81

## 用 語 集

## 1 関係法令等

## (1) 法令・通達等

法令等の略称等	法 令 等 名
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年6月18日法律第112号)
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成16年9月15日政令第275号)
救援の程度及び方法の基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年9月17日厚生労働省告示第343号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 (平成17年3月28日総務省令第44号)
安全確保の留意点	生活関連等施設の安全確保の留意点 〔平成17年8月29日付け閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付参事官通知〕
動物の保護等に関する基本的考え方	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課)
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号)
第一追加議定書	千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)(平成16年9月3日条約第12号)
赤十字標章等に係る事務運用ガイドライン	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 〔平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知〕

法令等の略称等	法 令 等 名
災害対策基本法	災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)
災害救助法	災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)
災害救助法施行令	災害救助法施行令(昭和22年10月30日政令第225号)
消防法	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
消防組織法	消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)
火災・災害等即報要領	火災・災害等即報要領 (昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)

(2) 条例・規則等

条例等の略称等	条 例 等 名
綾瀬市文書管理規程	綾瀬市文書管理規程（昭和 52 年 7 月 1 日訓令第 3 号）

(3) 計画等

計画等の略称等	条 例 等 名
市国民保護計画	綾瀬市の国民の保護に関する計画。 市長が、県計画に基づき作成する市町村の国民の保護に関する計画をいう。市国民保護計画には、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等を定める。（国民保護法第 35 条関係）
市地域防災計画	綾瀬市地域防災計画。 市防災会議が、防災基本計画に基づき作成する市の地域に係る市地域防災計画をいう。 （災害対策基本法第 2 条第 1 項第 10 号、第 42 条関係）
基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）。 政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めたものをいう。基本指針には、国民保護措置の実施に関する基本的な方針、都道府県の国民保護計画の作成並びに国民保護措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項等を定めている。 （国民保護法第 32 条関係）
県国民保護計画	神奈川県国民の保護に関する計画（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）。 神奈川県知事が、基本指針に基づき作成した都道府県の国民の保護に関する計画をいう。県計画には、県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。（国民保護法第 34 条関係）

2 用語等

当計画における主な用語の意味は、次のとおりとする。なお、緊急対処事態において読替える用語は、【 】書きとしている。

(1) 関係機関等

用 語	意 味
指定行政機関	次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるもの。（事態対処法第 2 条第 4 号関係） 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関

	<p>2 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関</p> <p>3 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関</p> <p>4 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関</p>
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局〔内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。〕その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるもの。（事態対処法第 2 条第 5 号関係）</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人〔独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。〕、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令及び内閣総理大臣公示で定めるもの。（事態対処法第 2 条第 6 号関係）</p>
指定地方公共機関	<p>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社〔地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。〕その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人〔地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。〕で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するもの。（国民保護法第 2 条第 2 項関係）</p>
国対策本部	<p>対処基本方針等が定められたときに内閣総理大臣が、当該対処基本方針等に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 4 項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部【緊急対処事態対策本部】をいう。（事態対処法第 10 条、第 26 条関係）</p>
県対策本部	<p>都道府県国民保護対策本部【都道府県緊急対処事態対策本部】として設置する神奈川県国民保護対策本部【神奈川県緊急対処事態対策本部】をいう。（国民保護法第 27 条、第 183 条、神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部条例関係）</p>
市対策本部	<p>綾瀬市国民保護対策本部【綾瀬市緊急対処事態対策本部】をいう。 〔国民保護法第 27 条、第 183 条、綾瀬市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例関係〕</p>

用語	意味
市国民保護協議会	<p>綾瀬市国民保護協議会をいう。市国民保護協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市長の諮問に応じて市の区域に係る国民保護措置等に関する重要事項を審議すること</li> <li>1 の重要事項に関し、市長に意見を述べること</li> </ol> <p>（国民保護法第 39 条及び綾瀬市国民保護協議会条例関係）</p>
消防機関	<p>消防組織法第 9 条に掲げる消防本部、消防署及び消防団をいう。</p>



<p>緊急消防援助隊</p>	<p>消防庁長官の以下の1～3による求めに応じ、又は、4による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。</p> <p>1 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、災害発生市町村に対する消防の応援等に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 消防庁長官は、1の場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、1の要請を待ついとまがないと認められるときは、1の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>3 消防庁長官は、1又は2の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。</p> <p>4 消防庁長官は、1、2又は3の場合において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、又は、毒性物質の発散その他の緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。 (消防組織法第24条の4ほか)</p>
<p>自主防災組織</p>	<p>住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 (災害対策基本法第5条第2項関係)</p>

(2) 関係用語

用語	意味
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。(事態対処法第2条第1号関係)
緊急対処事態における攻撃	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為をいう。 (事態対処法第25条第1項、国民保護法第172条関係)
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第2号関係)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第3号関係)
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。(事態対処法第1条関係)

緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 (事態対処法第 25 条第 1 項、国民保護法第 172 条関係)
N B C 兵器による攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう(基本指針) また、N B C テロとは、核物質(Nuclear) 生物剤(Biological) 又は化学剤(Chemical) 若しくはこれらを使用する兵器を用いた大量殺傷型のテロをいう(「N B C テロ対策の推進について」平成 13 年 4 月 18 日付け内閣官房副長官補付(安全保障、危機管理担当)通知)
ダーティボム (汚い爆弾)	爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。核兵器に比して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。(基本指針)
対処基本方針等 【緊急対処事態対処方針】	武力攻撃事態等【緊急対処事態】に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針【緊急対処事態に関する対処方針】で、次の事項を定める。(事態対処法第 9 条第 1、2 項、第 25 条第 1、2 項関係) 1. 武力攻撃事態であること、又は、武力攻撃予測事態であること【緊急対処事態であること】の認定及び当該認定の前提となった事実 2. 当該武力攻撃事態等【緊急対処事態】への対処に関する全般的な方針 3. 対処措置【緊急対処措置】に関する重要事項
対処措置 【緊急対処措置】	対処基本方針【緊急対処事態対処方針】が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。(事態対処法第 2 条第 7 号、第 25 条第 3 項関係) 1. 武力攻撃事態等【緊急対処事態】を終結させるためにその推移に応じて実施する措置 2. 武力攻撃【緊急対処事態における攻撃】から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は、武力攻撃【緊急対処事態における攻撃】が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等【緊急対処事態】の推移に応じて実施する措置

用語	意味
国民保護措置 【緊急対処保護措置】	対処基本方針【緊急対処事態対処方針】が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる国民の保護のための措置【事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる緊急対処保護措置】。 なお、事態対処法第 22 条第 1 号へに掲げる措置【被害の復旧に関する措置】にあつては、対処基本方針【緊急対処事態対処方針】が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。 (国民保護法第 2 条第 3 項、第 172 条第 1 項関係)
要避難地域	住民の避難が必要な地域。(国民保護法 52 条第 2 項第 1 号関係)

避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）（国民保護法 52 条第 2 項第 2 号関係）
受入地域	避難住民を受け入れるべき地域（国民保護法 58 条第 3 項関係）
避難	要避難地域から避難先地域等（屋内を含む。）に逃れること。（国民保護法第 52 条、第 54 条関係）
退避	目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れること。（国民保護法第 112 条関係）
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置等の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。（国民保護法第 79 条第 1 項関係）
中継施設	避難実施時における運送車両への給油や避難住民の休憩等を行う施設をいう。

用語	意味
避難施設	<p>住民を避難させ、又は、避難住民等の救援を行うため、国民保護法施行令で定める基準を満たす施設をいう。避難施設はあらかじめ知事が指定する。（国民保護法第 148 条第 1 項関係）</p> <p>避難施設として、学校、公民館等の避難住民を収容することができる施設、多数の避難住民の一時的避難場所に活用できるとともに、炊き出し、応急仮設住宅の建設等の救援に活用できる公園、広場などの施設、都市部における一時的な避難に有効であると考えられる地下街等が想定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉避難所 高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。（救援の程度及び方法の基準第 2 条関係）</li> <li>○ 一時集合場所 避難住民の誘導や運送の拠点となる場所で、鉄道駅や大型車両のアクセスが可能な駐車場のある公園、広場、駐車場等の公共施設であって、状況によっては、住民の一時的避難場所に活用できるとともに、炊き出し、応急仮設住宅の建設等救援に活用できるものをいう。</li> </ul>
避難支援プラン	災害時要援護者の避難支援ガイドライン〔平成 18 年 3 月 28 日災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府）〕に基づき、市町村において作成を進めている災害時要援護者の避難支援の計画。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は、負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報。（国民保護法第 94 条第 1 項関係）

用語	意味
武力攻撃災害 【緊急対処事態における災害】	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害【武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害】をいう。(国民保護法第2条4項、第183条関係)
武力攻撃原子力災害【緊急対処事態における攻撃による原子力災害】	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害【緊急対処事態における攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害】をいう。(国民保護法第105条第7項第1号、第183条関係)
現地調整所	武力攻撃災害等が発生した場合等において、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく確な措置を実施するための活動についての協議、調整を行う場をいう。原則として、武力攻撃災害等の対処についての協議・調整の必要を認めた市町村現地指揮責任者が、その都度、集合場所を指定のうえ、招集するものとする。
生活関連等施設	次に掲げる施設で国民保護法施行令で定めるもの。(国民保護法第102条第1項関係) 1. 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設 2. その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中の飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれのある物質(生物を含む。)で国民保護法施行令で定めるもの。(国民保護法第103条第1項関係)
国民保護等派遣	防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項(緊急対処事態における準用を含む。)の規定による要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条第2項による求めがあった場合に、国民保護措置を実施するために自衛隊の部隊等を派遣すること。(国民保護法第15条関係)
赤十字標章等	第一追加議定書〔千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)をいう。〕第8条(1)の白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章をいう。(国民保護法第157条第2項関係)
特殊標章等	第一追加議定書第66条3の国際的な特殊標章又は同条3の身分証明書をいう。(国民保護法第158条第1項関係)